

# 公 告

下記の書類は、受取人の住所、居所が不明のため、地方税法第20条の2の規定により公告します。

なお、この書類は当所に保管してありますから、該当者はいつでも申し出て交付を受けてください。

令和8年9月18日

埼玉県さいたま県税事務所長

## 記

|         |                       |
|---------|-----------------------|
| 送達する書類名 | 国税徴収法第54条第2号の規定に基づく書類 |
|---------|-----------------------|

| 文 書 番 号<br>(徴 収 番 号) | 受 取 人 |       |
|----------------------|-------|-------|
|                      | 住 所   | 氏 名   |
| さい税第2-342号           |       | 糟谷 愛登 |

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、この公告をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。